

令和 元 年度

防 犯 及 び 防 災 計 画

大阪府立藤井寺支援学校

防 犯 計 画

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第 1 条 この計画は、大阪府立藤井寺支援学校における防犯業務について必要な事項を定め、本校職員が災害（人災、犯罪）から児童生徒を守り、また、事件発生の未然防止及びその軽減を図ることを目的とする。また、本校を管轄する警察署その他の関係機関の職員、保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う府民等の参加を求めて、本校における安全対策を推進するための体制を整備し、並びに児童生徒等の安全の確保のために必要な対策を検討し、及びその実施に努めるものとする

(防犯計画の適用範囲)

第 2 条 この防犯計画は、大阪府立藤井寺支援学校に出入りする全てのものに適用するものとする。

(防犯体制の確立及び任務)

第 3 条 防犯本部長は 校長、副本部長を教頭・事務長とする。
以下、別紙のとおりとする。

(校内の安全管理体制の充実)

第4条 本校における安全管理組織の充実を図り、役割分担、連携体制を明確にするとともに、安全・安心な学校づくりを念頭に置いた「安全管理マニュアル」をより確かなものにする。

(安全管理組織の機能発揮)

第4条 児童生徒の生命の安全を第一に考え、校内の安全管理体制の再点検を行うとともに、緊急時の手順・情報伝達体制、役割分担等、具体的に機能するための避難訓練や防犯訓練等の充実を図るとともに臨機応変に対応するための意識の高揚を図る。

(教職員の共通理解)

第5条 日ごろから職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行うなどにより共通理解を深め、教職員一人一人の安全管理意識の向上を図る。

(関係諸機関、地域との連携)

第6条 危険から児童生徒を守るためには、学校がおかれている状況がそれぞれ異なることから、警察署や地域の関係者等の意見を聞くなど、連携を深める。

(安全点検の実施)

第7条 安全点検表の点検項目（チェックリスト）により、学校の現状を定期的かつ継続的に点検し、安全管理に努める。

(安全教育・防犯訓練の実施)

第8条 「命を大切に思う」ことは、まず自分の今を守ることであり、例えば、登下校時や緊急時に危険から自分の身を守るための意識と知識について、安全教育のねらいや重点などを明確にし、教育活動全体を通じて、体系的・計画的に指導する。

また、児童生徒等に対する安全教育を徹底するとともに、不審者侵入等の危険を想定した防犯訓練を実施する。

防犯訓練は 令和元年4月25日(木)実施

教職員及び児童等の安全管理に関する指導を徹底するため、生徒指導部において企画立案し、警察等の協力を得て、緊急事態を想定した研修を実施する。その際、児童生徒の安全を第一に考え、避難経路、避難場所、誘導方法等を確認しながら避難訓練を行い、問題点があれば改善する。併せて、緊急事態発生時の110番通報や緊急連絡の仕方も訓練する。また、110番通報後、警察官が到着するまでの間、教職員自身の安全を守りつつ、不審者を児童等に近づけないようにすることができるよう身を守る訓練も行う。

職員防犯研修は 令和元年4月24日(水)に実施

(学校生活における安全確保対策)

第9条 来校者の確認を徹底するため、来校者への対応、出入口の限定、受付(事務室等)の明示、来校者名簿の整備、入校カードの交付を行う。

また、教職員は、来校者を見かけたら積極的にあいさつしたり、声をかけたりするように努め、入校者で不自然な言動等が見受けられた場合は、応接スペースで複数の学校関係者で対応し、言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するよう説得する。来校者と応接できるスペースを応接室とする。

(校内巡視体制の強化)

第10条 不審者侵入の未然防止と、万一侵入した場合に早期発見・早期対応が可能となるよう校内巡視体制の強化を図る。

(校外学習や学校行事等における安全確保)

第11条 校外学習や学校行事においては、事前調査や安全指導等を十分に行い、安全確保を徹底する。事前に無理のない綿密な計画を立てるとともに、現地の事前の実地調査を行い、安全を十分に確認する。また、児童生徒に対する事前の安全指導や健康管理指導を徹底し、万一の事態が発生した場合の連絡方法等を定めておく。

(施設・設備の点検整備)

第12条 効果的な施設の配置と防犯対策を図り、毎月末に施設・設備の安全点検を行い、必要な箇所には補修を行う。

(緊急時における通報設備等の整備)

第13条 不審者侵入等の緊急事態が生じた場合、直ちに警察へ通報し、他の教室や職員室にも連絡し、児童生徒を避難させるとともに、他の教職員の応援を求めることができるよう必要連絡用語を決める。

防犯ブザー・警笛（ホイッスル）の携帯、防御用具の整備を行う。

防 災 計 画

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第1条 この計画は、大阪府立藤井寺支援学校における防火管理業務について必要な事項を定め、本校職員が災害（火災・地震・風水害）から児童生徒を守り、また、災害の未然防止及びその軽減を図ることを目的とする。

(防災計画の適用範囲)

第2条 この防災計画は、大阪府立藤井寺支援学校に出入りする全てのものに適用するものとする。

(防火管理者)

第3条 防火管理者は 教頭（名前略す）とする。

第2節 防火管理者の権限及び計画の適用範囲

(防火管理者の権限及び任務)

第4条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 防災計画の検討、及び変更
- (2) 消火、通報、及び避難訓練の年度計画の作成とその実施、及び指導
- (3) 消防用設備等の点検整備の実施、及び不備欠陥事項の改修促進
- (4) 建築物、火気使用設備器具、及び危険物施設の検査の実施並びに不備欠陥事項の改善促進
- (5) 増建築、修繕、模様替え等の工事への立会い、及び監督
- (6) 火気の使用、又は取り扱いに関する指導監督
- (7) 児童生徒、及び職員に対する防災教育の年間計画の作成とその指導
- (8) 消防用設備等の設置位置図、及び避難経路図の作成
- (9) 管理権限者への助言、及び報告
- (10) 災害時用備蓄品の整備及び維持管理
- (11) その他、防火管理上必要な業務

2. 防火管理者は、次の事項について柏原羽曳野藤井寺消防署への報告、届出等を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（内容変更に伴う改正を含む）
- (2) 建物、及び諸設備の設置、又は変更の事前連絡、及び法令に基づく諸手続き

- (3) 学校業務を継続しながら、増改築、修繕、模様替え等の工事を行うときの事前連絡
- (4) 児童生徒の増減に関する報告
- (5) 消防用設備等の点検結果についての報告
- (6) 消防用設備等の点検、及び建築物等の検査、並びに教育活動を行う場合の指導の要請
- (7) 自衛消防訓練実施に際しての通知

3. 防火管理者は火災警報発令時等、火災予防上必要があると認められる場合は、次の事項について制限、及び禁止等の措置を行うものとする。

- (1) 敷地内でのたき火等の禁止
- (2) 工事等で火気を使用している場合の火気の制限
- (3) 校内における不必要な火気の使用停止

第2章 防火管理対策

第1節 防火管理組織等

(防火管理組織)

第5条 防火管理組織は、火災予防のための組織と、自主点検、検査を実施するための組織とし、火災予防の万全を期するものとする。

2. 火災を予防するための組織は、日ごろにおける火災予防及び地震時の出火予防を図るため、教室又は一定の区域を単位に火気取締責任者を別表1のとおり指定しておくものとする。

3. 自主点検、検査を実施するための組織は、消防用設備等及び建物、火気使用設備器具、電気設備等について適正な機能を維持するため、定期に点検検査を実施するものとする。

(火気取締責任者の業務)

第6条 火気取締責任者は次の業務を行なうものとする。

- (1) 担当区域内全般の防火及び避難上障害となる物件の除去
- (2) 火気管理及び火気使用設備器具、消防用設備等の日常における維持管理
- (3) 地震発生時の出火防止措置及び児童生徒の安全措置
- (4) 防火管理者の補佐

第2節 自主点検検査

第7条 防火管理者は、建築物、火気使用設備器具等の検査を次の事項に留意し実施するものとする。

- (1) 建築物等の検査
 - ア 建築物の防火区画の位置、構造、防火戸、防火シャッター等の機能の適否
 - イ 廊下、避難階段、避難経路、非常口等の安全確認及び防災加工物品の性能チェック
- (2) 火気使用設備検査
 - ア 調理室及び湯沸し室等の火気使用設備器具の安全確認

- イ 洗濯室及び乾燥室の安全確認
- ウ ストープ等火気使用機器類の処置の適否、及び安全確認
- (3) 電気設備、機械設備の検査
 - 電気配線、電灯、電熱器その他の電気器具の安全確認

第 8 条 防火管理者及び保守点検業者は、消防用設備等の機能を維持管理するため点検、整備を実施するものとする。

(自主点検検査の時期)

第 9 条 自主点検検査の期日は次のとおりとする。なお、平素における外観的な点検検査については防火管理者が随時行うものとする。

(1) 自主検査 (予定)

検査対象	検査月日	
	4月27日	6月29日
建築物	9月28日	1月31日
	11月30日	12月21日
火気使用設備器具	1月31日	2月28日
	4月27日	6月29日
電気設備、機械設備	9月28日	1月31日

(2) 自主点検 (予定)

点検種別及び 消防用設備等	防火管理者		保守点検業者		
	外観点検		外観点検	機能点検	総合点検
消火器具	4月27日	6月29日	8月6日		2月4日
	9月28日	1月31日			
屋内消火栓	4月27日	6月29日			
	9月28日	1月31日			
自動火災報知設備	4月27日	6月29日			
	9月28日	1月31日			
非常警報設備器具	4月27日	6月29日			
	9月28日	1月31日			
避難器具	4月27日	6月29日			
	9月28日	1月31日			
誘導灯	4月27日	6月29日			
	9月28日	1月31日			
その他の設備等	4月27日	6月29日			
	9月28日	1月31日			

株) 福原総合防災による点検

(点検検査の記録及び報告)

第 10 条 防火管理者は、保守点検業者からの結果をまとめ、校長に報告するとともに「防火対象物維持台帳」に記録しておくものとする。

(不備欠陥事項の整備)

第 11 条 防火管理者は建築物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、その改修計画を立案し、校長に報告するとともに必要な指示を得てその促進を図るものとする。

第 3 節 火 災 予 防 措 置

(火災を予防するための遵守事項)

第 12 条 火気を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用器具は、指定された場所以外では使用してはならない。
- (2) 火気使用器具は、使用前及び使用后、必ず安全を確認する。
- (3) 火気使用器具の周囲は常に整理整頓し、可燃物等を近接して置かない。特に冬季において使用する各教室のストーブ等の暖房器具は児童生徒の事故防止を含め器具等で包囲しておくこと。

2. 各部門の責任者は、担当区域内で次の事項を行おうとするときは防火管理者に連絡し、承認を得なければならない。

- (1) 校内の一部を用途変更して使用するとき。
- (2) 校内において火気使用設備器具の増設、移動等を行うとき。
- (3) カーテン、布製ブラインド及び暗幕、階段に使用する敷物等を設置又は交換しようとするとき。
- (4) その他防火管理上必要と思われる事項。

3. 校内に出入りする者は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難口、廊下及び階段や避難通路となる部分に避難上障害となる物品を置かないこと。
- (2) 廊下及び階段は、避難時につまずき、すべり等を生じないように維持しておくこと。
- (3) すべり台（避難設備）の周辺は物を置かず、常に広くしておくこと。
- (4) 避難口に設ける戸は、容易に開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持できるよう維持しておくこと。

(工事等にともなう連絡事項)

第 13 条 防火管理者は、増改築、模様替え等の工事を行うときは、その内容を検討し、事前に柏原羽曳野藤井寺消防署へ連絡して指導を受けるとともに、火災予防上必要な措置を講ずるものとする。

2. 工事責任者は増改築、模様替え等の工事を行う場合、防火管理者と次の事項につき相互に連絡を密にし、災害防止に努めるものとする。

- (1) 溶接等の火気を使用して作業を行うとき。

- (2) 危険物品等を使って作業を行うとき。
- (3) 消防用設備等の機能を全部又は一部の停止、及び移設や配置換えをしようとするとき。
- (4) 廃材等の焼却を行おうとするとき。
- (5) 工事現場で工事用のシートを使用するとき。
- (6) その他工事に関して連絡を必要とするとき。

第3章 防 災 活 動 対 策

第1節 防 災 活 動 組 織

(防災活動組織)

第 14 条 校内において火災発生又はその他の災害が発生した場合は、その被害を最小限にとどめるため校長を本部長に、教頭と事務長を副本部長として、各職員を別表のとおり指定し、防災活動組織を編成する。

(本部長の権限及び任務)

第 15 条 本部長は、防災活動における一切の権限を有し、次の任務を行う。

- (1) 児童生徒の避難開始命令及び避難状況の把握
 - (2) 各種災害の状況を把握し、防災活動上必要な指揮、命令
 - (3) 消防隊の災害現場への誘導及び情報の提供
2. 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在の場合はその任務を代行する。

(配備体制)

第 16 条 職員の配備体制及び配備人員はおおむね次のとおりとし、配備区分は本部長が指示する。

区分	非常1号配備	非常2号配備	非常3号配備
内容	災害の発生するおそれがある時、災害対策の準備又は応急対策について通信情報活動を実施する。 (府域において震度4を観測したとき)	災害が発生するおそれがあり、又発生した時、災害に対する警戒又は災害応急対策を実施する。 (府域において震度5弱又は震度5強を観測したとき)	大規模な災害が発生するおそれがあり、又発生した時、学校が全力をあげて災害応急対策を実施する。本部長は、事情によって人員を変更することがある。(府域において震度6弱以上の震度を観測したとき)
配備人員	【配備員を置かない】	【本部員と係長等】 15名 本部長(校長) 副本部長(教頭2名 事務長) 主査 首席(4名) 各学部部主事(3名) 指導部長 保健部長 総務部長	【全員配置】

第2節 防 災 活 動

(防災活動本部の設置及びその活動)

第 17 条 指揮係員は、次の活動を行うものとする。

- (1) 本部長の指揮に基づき、校舎等の安全かつ児童生徒全体を把握できる位置に防災本部を設置する。
- (2) 児童生徒の避難状況の把握及び各係員との情報連絡に努める。
- (3) 防火対象物維持台帳及び児童生徒名簿等関係資料を準備し、消防隊に対する情報提供体制を確立する。

(通報、連絡)

第 18 条 火災を発見した者は、消防機関「119番」に直接通報するか、職員室等に通報の依頼を行うなどの処置を講じなければならない。

2. 通報連絡係員は、火災を覚知した場合、本部長の指揮により直ちに全職員に急報し、消防機関への通報を確認するとともに、警察署、大阪府教育庁に速報する。
3. 火災時の校内通報は、非常ベル、放送による。
4. 緊急放送等が終了しだい、火災の延焼状況や児童生徒の避難状況を防火本部に逐次報告し、記録する。

(消火活動)

第 19 条 初期消火係員は、火災発生の覚知と同時に災害場所に急行して、屋内消火栓及び消火器等を操作し、初期消火を行う。消防署の到着後は、消火活動の妨げにならぬよう児童生徒の避難指導を中心とした他の防災活動を応援する。

(避難誘導)

第 20 条 各組の担任等避難誘導係は、次により児童生徒の安全な避難誘導を行う。

(1) 授業中校内出火の場合

- ア すべての授業を中止し、近くにいる児童生徒を集め、緊急放送を静かに聞く。
- イ 歩行困難者の誘導措置を施し、校舎外への誘導を行う。
- ウ 二階からすべり台を使用し避難する場合は、地上の誘導者と密接な連絡を取りながら行う。
- エ 校庭の安全な場所に組別に整列させ、人員点呼を行い、防災本部へ異状の有無を報告させるとともに、腰をおろして待機させる。(点呼表にて確認する)

(2) 休憩中、校内出火の場合

- ア 火災発生場所を確認したのち担当する教室に直行し、室内にいる児童生徒の動揺を静め校舎外へ誘導する。この場合ホール、便所等にいる児童生徒も隣接する教室担当者が指示し誘導する。
- イ 他の職員は、校庭等にいる児童生徒に対し、建物から離れるよう指示するとともに勝手に校外出る児童生徒に注意する。
- ウ 集合位置は、授業中の場合と同様とする。

(3) 隣接建物より出火した場合

ア 通常の出入口により避難誘導を行うとともに室内の出火防止措置と窓を閉め、カーテンは開けて室外に出る。

イ 校庭に集合したならば人員点呼を行い、次の避難場所に避難する準備を行う。

(4) 校外への避難誘導

校外への避難誘導はロープ等を使用し、列をみださないよう、はや足で行う。この場合、歩行困難者は補助者及び背負い帯等により行う。

(防護安全措施)

第 21 条 防護安全係員は、火気使用設備器具及び建物について、次の安全措施を講ずるものとする。

- (1) 避難終了後の防火戸の閉鎖
- (2) 給食室及び湯沸室等のガス栓の閉鎖
- (3) 危険物取扱い設備器具の燃料供給停止措置
- (4) その他、防護安全上必要な措置

(残留児童生徒の救出活動)

第 22 条 救助係員は、発災と同時に次の活動を行うものとする。

- (1) 児童生徒の避難開始とは逆に担当区域内を巡回し、残留者の有無を確認するとともにその救出活動を行う。
- (2) 救出活動は、通常の出入口が使用可能な場合はその出入口から、また使用不能の場合は、すべり台等の避難器具を使用し救出するものとする。

(救護活動)

第 23 条 応急救護係員は、次の活動を行うものとする。

- (1) 防災本部併設して救護所を設け、負傷者等の応急処置を行う。
- (2) 負傷者等の症状、氏名、年齢等の必要事項を記録し、防災本部に報告するとともに救急隊と密接な連携をとり、負傷者を速やかに搬送できるように努めるものとする。

(搬出活動)

第 24 条 搬出係員は、次の活動を行うものとする。

- (1) 非常持出書類及び備品の等級を定め、災害発生時には速やかに搬出し、安全な場所に保管する。

(勤務時間外の活動体制)

第 25 条 職員の勤務時間外に火災等の災害が発生した場合は、第 16 条により活動を行う。

第3節 災害後の措置

第 26 条 災害後は次の措置を行うものとする。

- (1) 本部長は児童生徒の安全確保に努めると同時に、速やかに応急対策を立て、授業再開のための措置に努めること。
- (2) 災害の状況を大阪府教育委員会へ報告する。

- (3) 災害後の授業再開については、保健所等医療機関の指示と協力を求めるとともに、危険物の除去、並びに処置に努める。

関係諸機関連絡表

消 防 署	1 1 9	校 長 (名前略す)	(電話番号略す)
警 察 署	1 1 0	教 頭 (名前略す)	(電話番号略す)
支援教育課	06-6944-0618	教 頭 (名前略す)	(電話番号略す)
避難経路・消火器設置場所 (別紙)		事務長 (名前略す)	(電話番号略す)

第4章 震 災 対 策

第1節 震 災 予 防 措 置

(震災予防措置)

第 27 条 防火管理者、及び火気取締責任者は、第2章各節の点検、検査に合わせて次の事項を行うものとする。

- (1) 建物及び建物に付随する工作物（スピーカー、照明、建具等）の倒壊・落下防止の措置
- (2) 戸棚・ロッカー・個人ロッカー等の転倒危険の有無の確認
- (3) 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認
- (4) 窓ガラスのひび割れの点検、修理
- (5) 理科室の実験器具、薬品による災害を防止するための措置の適否の確認
- (6) 薬品庫の薬品容器の数の確認と転倒防止措置の適否の確認

(準備用品の配置)

第 28 条 地震に備えて、次の事項を行うものとする。

- (1) 救護用に医薬品・担架・毛布等を保健室に確保する。
- (2) ハンドマイク・ロープ・懐中電灯を震災用として確保し、その他の準備品と一緒に事務室に保管する。
- (3) 吸引器等用非常電源装置、緊急用水及び食料品の備蓄
- (4) 保護者の協力を得て、児童生徒一人ひとりに必要な個人持ち出し袋を準備・保管する。

(避難場所の指定)

第 29 条 地震時の避難場所を次のとおりに指定する。

- (1) 第一次避難場所を本校グラウンドとする。
- (2) 第二次避難場所を柏原市立柏原小学校とする。

(被災者の受入れ)

第 30 条 震災時の被災者の受入れは、次によるものとする。

- (1) 被災者の避難場所、負傷者・病人の応急処置を目的として本校体育館を使用する。
- (2) 上記の規定にかかわらず、負傷者、病人、障がい者を有する人に対しては特別教室を使用する。
- (3) 藤井寺市危機管理室と連携・協議をし、「大規模災害時初期対応マニュアル」(別途)を作成し、必要に応じて地域住民との合同避難訓練に取り組む。

第2節 地震時の活動

(地震発生時の対応)

第31条 地震発生時の対応は、第3章の防災活動によるほか、次によるものとする。

措置	校長等の基本行動	教職員の基本行動
授業中に地震が発生した場合の基本行動		
1次	(1) 火気使用器具の始末 (2) 初動体制に必要な指示命令	(1) 地震発生と同時に児童生徒を机の下などに避難 (2) 火気使用器具の始末
2次	(1) 校舎及び周囲の状況確認 (2) 避難開始の命令	(1) 教室内外の状況確認、避難準備 (2) 児童生徒に防護措置(座布団等を頭上に)をとらせ、避難路に従い避難
3次	(1) 避難終了時の確認 (2) 第二次避難場所へ移動の是非の判断	(1) 出席簿携行、人員点呼、異常の有無を本部へ報告
休憩中に地震が発生した場合の基本行動		
1次	(1) 火気使用器具の始末 (2) 本部員以外は校庭及び体育館等に急行、児童生徒の安全措置を講じる	(1) 教室に急行、机の下に入るよう指示 (2) 火気使用器具の始末 (3) 出口の確保
2次	(1) 本部員は児童生徒、校舎の被害状況把握及び必要な措置命令 (2) 本部員以外は状況により児童生徒に教室に戻るよう指示	(1) 地震終了後、混乱を静め人員確認 (2) 教室での児童生徒の掌握、負傷者等の措置 (3) 本部からの指示を待つ。
3次	(1) 授業中に準じた措置 (2) 災害の状況によるが、災害対策本部からの指示に従う。	

附；津波発生時の対応

津波の規模・到達予想時刻と避難完了(2階、屋上、2次避難場所)時間を照らし合わせ、対策本部による的確な指示を行い、安全確保を図る。

(地震発生時の対応マニュアル)

場 面	教職員の指示・行動及び体制等
登下校中	<ul style="list-style-type: none"> ・学校にいる教職員は、校内にいる児童生徒の安否を確認する。 ・通学バスに乗車中の児童生徒の安否を確認し、学校へ連絡する。 ・担任は児童生徒の安否を保護者に連絡する。

授業時間中	ホーム ルーム 教室	<ul style="list-style-type: none"> ・近くにあるもので、落下物等の危険から頭を守ることや、机の下へ避難することを指示する。 ・心の安定を図る言葉をかけて、児童生徒の掌握に努める。
	特別 教室	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の状況が、普通教室と異なることが多いので、心理的動揺を小さくするため、避難指示等の言葉は大きく的確にする。 ・火をすばやく消す。
	体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな声で窓や壁際からすばやく離れさせ、安全なところへ移動させ、出口に誘導する。 ・体育館から避難した児童生徒を安全な場所に集め、人員を確認する。
	校庭	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、体育施設、器具類からすみやかに離れ、中央部に集合するよう的確に指示する
休憩時間中		<ul style="list-style-type: none"> ・ホームルーム教室の場合に準ずる。 ・トイレ、廊下、体育館等にいる児童生徒の掌握に留意する。
校外学習		<ul style="list-style-type: none"> ・建物、地理等に不案内であるため心理的動揺をきたしやすいことを踏まえて、教職員に従い、落ち着いて行動することを明確に伝える。
修学旅行・ 宿泊行事等		<ul style="list-style-type: none"> ・建物、地理等に不案内であるため心理的動揺をきたしやすいことを踏まえ、宿舎の協力を得て、放送等により避難の方法について指示するとともに、教職員は児童生徒の安全を確保する。 ・現地対策本部、学校本部を立ち上げ連絡体制を明確にする。 ・状況を大阪府教育委員会へ連絡する。
通学バス		<ul style="list-style-type: none"> ・車内での児童生徒の安全を確保するとともに、二次災害を考慮して安全な場所への避難誘導に努める。 ・学校へ連絡する。

(避難方法)

第 32 条 避難方法は次によるものとする。

- (1) 広域避難場所等への避難は、安全を確認しつつ、隊列を組み行う。この場合、列を乱したり、離れたりする者に注意する。
- (2) 頭部を保護するため、防災頭巾等を活用する。
- (3) 歩行困難者は、事前に定められた補助者、及び背負い帯、担架等を活用し避難を行う。
- (4) 広域避難場所へ到着したならば、防災機関との連絡を密にする。
- (5) 交通機関が途絶し、通学バスの運行も不能になった場合は、保護者に緊急連絡し、保護者が迎えにくるまで児童生徒を保護、管理する。

(災害後の措置)

第 33 条 災害後の措置は、第 26 条によるものとする。

東南海地震の対策

第 1 条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため、各施設器具の点検検査に合わせて、次の事項を行うこと。

- (1) 建物に付随する施設物（看板・窓枠・外壁等）及び物件の倒壊、転倒、落下の有無の検査。

(2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査。

(3) 危険物施設における危険物品等の転倒、落下等の有無の検査。

(地震後の安全措置)

第2条 各火元責任者は、地震後、建物、火気使用器具等の点検、検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後使用を開始すること。

(震災に備えての準備品)

第3条 震災に備え常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

(地震時の活動)

第4条 地震時の活動は、次の措置を行う。

(1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。

(2) 防火管理者は、被害の状況を放送等により全職員に把握させるとともに、必要な事項を指示すること。又、関係防災機関からの情報を積極的に収集すること。

(3) 避難場所は、本校、藤井寺支援学校とする。

(4) 避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令又は、自衛消防隊長の判断により行う。

警戒宣言発令時の対策

(目的)

第5条 この計画は、大規模地震対策特別措置法の趣旨に基づき、地震予知情報、警戒宣言が発令された場合の防災上の必要な事前措置等の事項を定め、地震発生時の被害の未然防止及び軽減をはかることを目的とする。

(職員への伝達)

第6条 防火管理者は、地震予知情報、警戒宣言の発令を知った場合は、職員に対し発令の旨を知らせ、計画による措置対策をとるように指示する。

(自衛消防組織)

第7条 地震予知情報、警戒宣言が発令された場合、自衛消防組織表の通り定める。

(予防措置)

第8条 防火管理者及び職員は、発令時に平常時の震災予防措置に加え次の対策を行う。

(1) 看板・窓枠・外壁・地震で落下しやすい物の補強。

(2) 建物内に設置してある物件の転倒、落下防止措置。

(3) 避難上必要な施設、防火区画、防火戸等の緊急検査。

(4) 消防用設備等の緊急点検。

(5) その他

(出火防止)

第9条 発令時、厨房、ボイラー等の火気使用設備器具等の使用は、原則として中止する。又就業を継続する場合は、防火管理者の承認を得て、必ず職員に監視させ、直ちに消火できる体制及び消火器の補強等の安全措置を講じて使用する。

第5章 風 雪 水 害 対 策

(風水害予防措置)

第34条 風雪水害は、次の措置をとるものとする。

- (1) 本部長は、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等報道機関により状況を視聴し、児童生徒の登下校について指示、連絡する。正常に授業を行わない場合は、大阪府教育庁の承認を得る。
- (2) 午前7時現在で暴風警報が発令されている場合は、通学バスの運行を中止し、臨時休業とする。その他の場合は、児童生徒、及び教職員の連絡網を通じて適宜通知する。
- (3) 児童生徒の在校中に災害があつて交通機関が途絶し、通学バスの運行も不能になった場合は、保護者に緊急連絡し、保護者が迎えに来るまで児童生徒を保護、管理する。
- (4) 通学バス運行中に災害が発生した場合、学校と通学バスは綿密に連絡を取り合い、保護者に緊急連絡し、対策を構築する。

(災害後の措置)

第 35 条 災害後の措置は、第 26 条によるものとする。

第 6 章 防 災 教 育 及 び 訓 練

第 1 節 防 災 教 育 等

(防災教育の実施)

第 36 条 防火管理者は、次の基本的事項に基づき、防災訓練と合わせて年度計画を作成し、防災教育を実施する。

- (1) 教職員に対する基本的事項
 - ア 防火管理機構について
 - イ 児童生徒に対する防災教育訓練、及びその指導方針について
 - ウ 防火管理に関する職員の任務、並びに責任について
 - エ 震災予防措置について
 - オ 児童生徒の避難対策について
 - カ その他、火災予防上必要な事項について
- (2) 児童生徒に対する基本的事項
 - ア 火災と地震について
 - イ 教室からの避難方法について
 - ウ 安全な遊び方について
 - エ 集団行動の重要性について
 - オ 危険物品や危険な場所について

(防災思想の啓蒙)

第 37 条 防火管理者は、児童生徒、及び出入りする全ての者の防災思想を高めるため、次の事項を行うものとする。

- (1) 防災に関するポスター、パンフレットの作成と掲示
- (2) 防災掲示板の活用
- (3) 放送設備による防火、防災の呼びかけ
- (4) DVD・パワーポイント等視覚的教材、映画、紙芝居等による防災意識の高揚

第2節 防 災 訓 練

(防災訓練の実施)

第 38 条 防火管理者は、防災教育と合わせて教職員の各種訓練計画、及び児童生徒の避難訓練の実施時期、方法について具体的に作成しておくものとする。

(児童生徒に対する訓練の目標)

第 39 条 災害時に次の行動がとれるよう訓練を通じ、身につけさせるものとする。

- (1) いつ、いかなる時でも放送、チャイム、笛、ベル等が鳴った場合は活動を止めて、静かに放送を聞く態度と内容を理解し、敏速に行動できるようにする。
- (2) 担任以外の教員の指示にも従って行動できるようにする。
- (3) 身の回りに変化が生じた場合、身近にいる大人や教員に急報できるようにする。
- (4) 活動中でも、常に出入口を広くとっておくようにし、一斉に多く出られるよう心がけさせる。
- (5) 互いに助け合う心を養う。

本年度 火災避難訓練 4月19日(金) 地震避難訓練 9月3日(火)

(消防機関への指導要請、及び報告)

第 40 条 防火管理者は、訓練の実施に際し、必要と認める場合は柏原羽曳野藤井寺消防署に指導の要請を行うものとする。(年1回 実施)

2. 各種訓練を実施する前に、実施要項、及び消防訓練指導願いにより消防署に通知する。

(訓練結果の検討)

第 41 条 防火管理者は、各種訓練結果をまとめて、その後の訓練に反映させるものとする。

付 則

この計画は、平成21年4月1日から施行する。

平成24年4月1日；追記

- ・災害時用非常物品の維持管理
- ・風雪水害

【防犯・防災避難訓練実施日及び災害想定】

	実施日	想定内容			
		地震	火災	不審者侵入	その他
1	4月19日(金)		○		
2	4月25日(木)			○	
3	9月3日(火)	○			